

基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特徴と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特徴について)

①地理的特性

北見市は、平成18年3月5日に北見市・端野町・常呂町・留辺蘂町の1市3町が合併し、平成27年度をもって合併10周年を迎えた、オホーツク圏最大の人口約12万人を擁する中核都市である。

北海道の東部に位置しており、総面積142,741haは、東京都の65%に相当し、北海道内では第1位、全国においても第4位の広大な面積を有している。

また、四季折々の豊かで鮮やかな自然とオホーツクブルーの空を背景に、美しい街並みが広がり、地震や台風など災害が少なく、日照率が高いという特性を有し、住みやすさと潤い、そして快適さを実感できるまちである。

②既存の産業集積

北見市は、基幹産業である農林水産業を背景とした「食料生産基地」であるとともに、「オホーツク圏の先端産業拠点」として、さらには「物流・ビジネス拠点都市」として、大きく飛躍してきている。

各産業の集積および概況は以下のとおりである。

a) 農業

肥沃で広大な農地を利用して、タマネギ、ばれいしょ、麦類、てん菜、豆類などの畑作や酪農畜産、稲作などを中心に生産性の高い経営が行われている。JAきたみらいは、北見市(常呂自治区を除く)と、隣接する置戸町、訓子府町の1市2町の中に農用地31,260haを有し、タマネギ、ばれいしょを中心に麦類、てん菜、豆類、水稻などの耕種作物に加え、生乳をはじめとする畜産物を多様に生産し、北海道農業の縮図となっている。その販売高は全道一を有しており、特にタマネギの収穫量は日本一で、JAきたみらいだけで全国の収穫量全体の23%を占める。

b) 林業

林業は、「森林文化のまち」を宣言していた旧留辺蘂町(現留辺蘂自治区)に代表されるように、自然とともに生きてきた当地域のかけがえのない財産である。

林野面積は94,596haで、総面積の約3分の2を占め、その木材を活かし、木材・木製品製造業(51.3億円)と家具・装備品製造業(5.8億円)が成立しており、本市の「オホーツク木のプラザ」「果夢林の館」など、近隣9市町の木工品の展示館を結ぶ全国的にもユニークな「オホーツク・クラフト街道」の取り組みが行われている。(平成26年度北海道林業統計・工業統計調査)

c) 漁業

漁業は、オホーツク海とサロマ湖を漁場とし、桁網や養殖によるほたて漁業と、さけ・ます定置網などの沿岸漁業を主体に、つくり育てる漁業や資源管理型漁業が積極的に行われている。平成26年の漁獲高は108.5億円で、うちホタテ貝が79.6億円(73%)を占め、その他、さけ23.5億円、ます0.8億円、毛がに1.0億円、かき0.7億円、北海しまえび0.4億円などとなっている。また、ホタテガイを使用した水産加工も盛んとなっている。(平成26年度北海道水産現勢)

d) 工業

北見市における工業の現況は、事業所数(平成17年129、平成21年132、平成26年119)、従業者数(平成17年3,670人、平成21年3,255人、平成26年2,871人)、出荷額(平成17年1,158億円、平成21年1,135億円、平成26年632億円)と減少傾向にあり(工業統計調査)、電子部品関連では、大手電子部品・通信機器製造メーカーの進出工場による出荷額が市全体の過半を占める産業構造となっており、関連部品の現地調達率も伸び悩んでいる。

また、食品加工関連では、地場の豊富で良質な農・水産資源を背景とした第一次産業及びその加工が地域の主力工業であるが、収穫された農水産物が高次加工されることなく、一次処理のまま道外へ移出される場合が多く、原材料に対する更なる高付加価値化が課題といえる。

これに対応する具体的な取り組みの事例として、北見自治区では昭和62年に設立された第三セクター企業(現在は、民間企業)が、地域の主力産品である玉ねぎの高付加価値化に取り組み、玉ねぎを高次加工したペーストやスープを製造・販売するなど、地場産品の高付加価値化に関し大きな成果を収めている。

常呂自治区では、豊富な水産資源を背景に水産加工業の工場が集積しており、ホタテの干貝柱・帆立燻油漬は北海道を代表する特産品として認識されているほか、農産資源では在来種であるピンク種にんにくを原料とした健康食品製造業が立地するなど、地域の強みを活かした企業立地が図られている。留辺蘂自治区では、豊富な森林資源を背景に、木材加工関連で人工林から伐採された丸太が地域で構造用集成材や合板に加工されるなど、関連する工場の集積も進んでいる。端野自治区では、農業生産法人を中心とした異業種交流グループ企業により、農業及び食品加工を軸とした農業クラスターの取り組みが進められている。

e) 商業

卸売機能、物流機能の集積が進み、オホーツク圏の物流・小売商業の拠点の役割を果たしており、卸売業・小売業を合わせた平成26年の北見市の事業所数は1,096(小売業783、卸売業313)、従業者数は9,411人(小売業6,678人、卸売業2,733人)、年間販売額は3,357億円(小売業1,606億円、卸売業1,751億円)である。(平成26年度商業統計調査)

f) 観光

観光は、オホーツク海沿岸・サロマ湖を中心とする自然探勝型の観光、ラグビーやスキー・

カーリングなどのスポーツ合宿や各種イベント、温根湯温泉などの温泉観光などが中心で、平成27年度に本市を訪れた観光客数は約155.4万人で、日帰り客が95.6万人、宿泊客が59.8万人となっている。(平成27年度北海道観光入込客数調査)

g) 環境・エネルギー

当地域の環境行政は昭和47年に制定された「北見市環境保全条例」以降において主に規制を中心とした取組みを行っていたが、地球環境保全と循環型社会の形成といった社会的ニーズの高まりにより市民の理解と協力を得ながら自主的、積極的に環境保全に取り組むべく新たに「北見市環境基本条例」を平成10年に施行し、同年より環境フェア「くるるん・きたみ」を開催するなど環境教育・啓蒙活動の推進を図っている。

また、豊かな自然環境を有する当地域では、太陽光・風力・バイオマスなど自然エネルギーを活用した民間企業の投資や地元大学等の研究など多くの取組みがされている。特に太陽光発電については、当地域の特性でもある日照率の高さに着目し、全国規模のソーラーカーレースを開催するとともに、大学と地元立地企業でソーラーカーの開発や子ども達を対象としたソーラー工作教室の実施、住宅用ソーラーシステムの普及に対する様々な支援など、環境・エネルギーに関する普及啓蒙活動を四半世紀にわたり取り組んできた。これらの歴史的蓄積もあり、住宅用太陽光発電システムの導入率では道内有数の実績となっている。

③教育機関・研究機関

大学および公設試験研究機関等が多数集積している点は、北見市の大きな強みである。

なかでも『国立大学法人北見工業大学』は、昭和35年に北見工業短期大学として設立され、産・学・官連携による地域産業振興の拠点的存在となっており、民間との共同研究の窓口となる「社会連携推進センター」が設置されている。

また、様々な産学官連携事業をバックアップする機関として、平成18年11月には「オホーツク産学官融合センター」と、道内では初となる「独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部北見オフィス」が同時開設され、現在では「北海道知的財産情報センター北見サテライト」も社会連携推進センター内に設置されており、企業・大学・行政が連携を深めながら技術力の向上や新製品の開発等を行っている。

集積産業に指定している情報通信関連産業への技術者養成と確保を目的として、民間企業と連携したプログラミングコンテストの開催や、テレワークを活用しての遠隔インターンを実施するなど、特徴ある教育カリキュラムを実施している。

公設試験研究機関も多数集積しており、『道立オホーツク圏地域食品加工技術センター』、『(地独)北海道立総合研究機構北見農業試験場』、『オホーツク木のプラザ』、『北見市工業技術センター』が、食品製造業、木材・木製品製造業、機械製造業等、各分野の産業および企業の発展に寄与している。

本市には、北見工業高校など高等学校8校、北見情報ビジネス専門学校など各種専門学校のほか、職業能力開発を目的とする「北海道立北見高等技術専門学院」もあり、優秀な職業

人の育成・輩出に寄与している。

④道路・港湾等の施設整備状況

a) 道路

道路網は、国道39号が旭川（約2時間50分）、網走（約50分）、238号が紋別（約2時間）、242号が陸別・足寄・池田・帯広（帯広まで約2時間50分）、333号が遠軽（約1時間）を結んでいる。また、千歳～本別～釧路・北見間を結ぶ北海道横断自動車道は、陸別町陸別～訓子府間の整備が進められている。

b) 鉄道

鉄道は、JR石北本線の特急（4往復）で、旭川まで2時間50分、札幌まで4時間30分、網走まで50分である。

c) 港湾

北見市中心部から46kmに重要港湾・網走港があり、北見市、網走市を核とする北網地域の産業・生活に係わる物流を支える港湾として、また、沖合、沿岸漁業の基地として重要な役割を果たしている。

d) 空港

北見市中心部から32km（車で40分）の位置に女満別空港（滑走路2,500m×1本）があり、東京（1日5便、1時間45分）、大阪（1日1便、2時間25分）、名古屋（1日1便、2時間5分）、千歳（1日7便、45分）の各空港と結ばれている。（平成28年8月1日現在）

e) 上水道、下水道、情報通信

平成26年度の上水道の普及率は95.3%、下水道普及率は94.4%と高水準である。情報通信は、市内全域をつなぐブロードバンドネットワークの整備が完了しており、ほぼ全ての区域で光回線が利用可能となっている。一部の光回線未提供エリアについても、随時エリアの拡大が図られており、高速回線の普及が進んでいる。

（目指す産業集積の概要について）

北見市は、恵まれた自然環境とそれに関わる農林水産業などの第一次産業を基盤とし、木工・鉄工・食品加工業を中心とする地場企業と、電子部品製造業などの工場による第二次産業が形成され、さらに商業やサービス業の拠点として周辺町村の購買力を吸収する第三次産業が伸びてきた結果、オホーツク圏の中核都市として発展してきた。

一方で地域経済を下支えしてきた公共事業が減少傾向にあり、また産業構造の高度化や人口減少社会の到来など、北見地域を取り巻く環境が変化していく中で、地域経済の活性化を図るには、域外市場から外貨を稼ぎ出し、それを「産消連携」により内部循環を促進する仕組みをつくりあげていくなど自立した経済構造に転換していく必要がある。そのためには、国際市場を含む、域外市場をターゲットとした産業振興を一層推進する必要があり、地域に高い経済波

及効果をもたらす企業立地については、上述の地理的条件や既存産業の特色等を踏まえ、立地対象企業の業種を絞る必要があるため、以下の産業集積の形成と活性化に取り組んでいく。

<目指すべき産業集積の業種>

- ①食料品関連産業
- ②情報通信関連産業（情報通信利用業を含む）
- ③木材関連産業
- ④機械・金属関連産業
- ⑤環境・新エネルギー関連産業

(2) 具体的な成果目標

平成26年工業統計調査

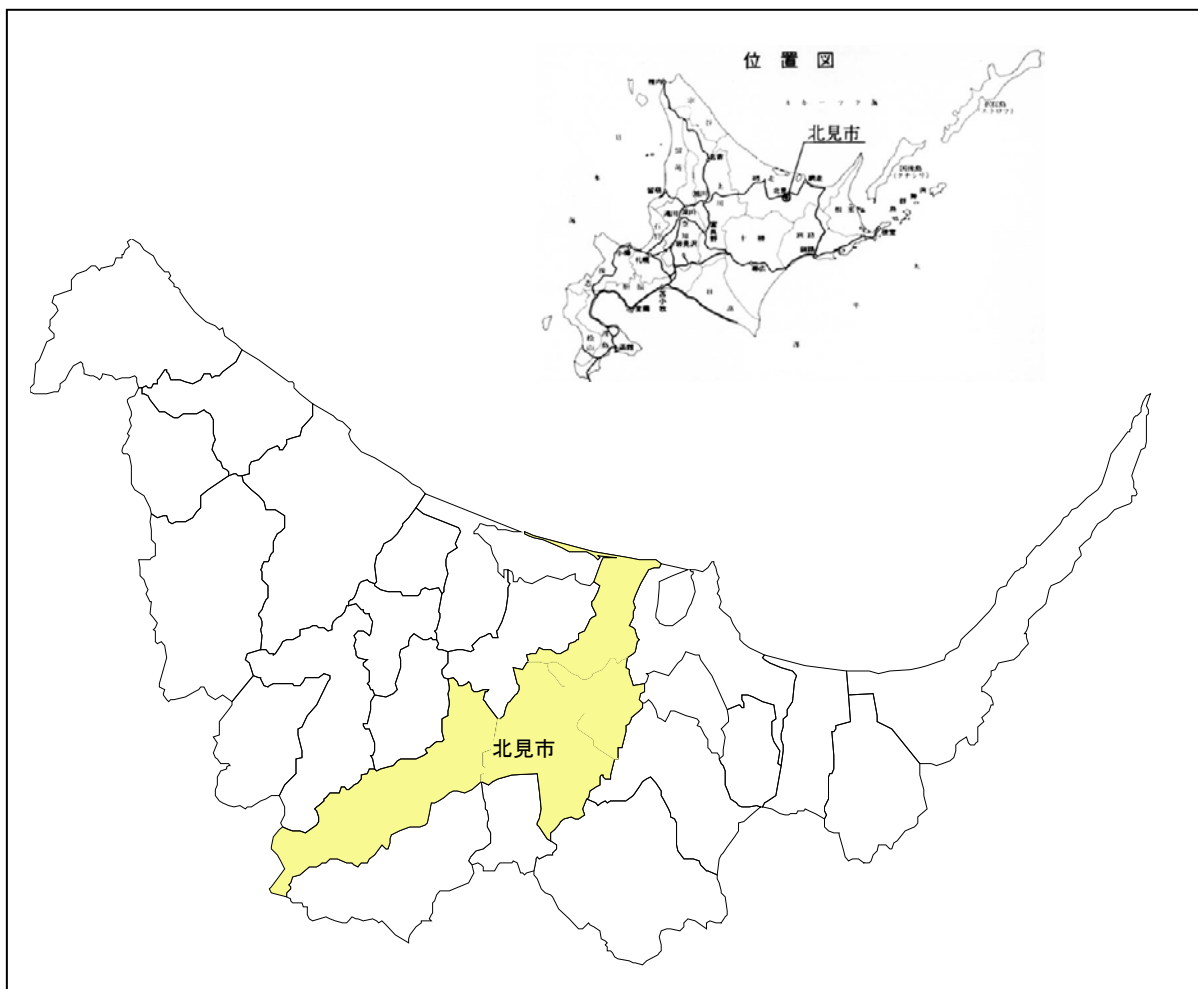
	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	120億円	127億円	6.0%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取り組み事項	取組主体	平成				
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
1. 産業用共用施設などに関する事項						
工場適地に関する情報収集・情報提供	北見市 関係機関	→	→	→	→	→
工業団地の整備等	北見市	→	→	→	→	→
2. 人材の育成・確保に関する事項						
セミナー等開催による人材育成支援	北見地域企業 立地促進協議会 北見市	→	→	→	→	→
教育機関等による人材育成	北見工業大学 道立北見高等 技術専門学院 北見地域職業 訓練センター 他	→	→	→	→	→
人材誘致推進事業	北見市 北海道 関係機関	→	→	→	→	→

3. 技術支援などに関する事項						
北海道産業振興条例に基づく技術支援	北海道					→
公設試験研究施設による技術・製品開発支援	北見工業技術センター運営協会 道立オホーツク圏食品加工技術センター					→
4. その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項						
企業立地プロモーションの推進	北海道 北見市 北見地域企業立地促進協議会					→
トップセールスの展開	北見市					→
企業立地促進のための助成制度	北海道 北見市					→
立地企業のフォローアップ	北海道 北見市					→
企業立地動向調査の実施	北海道 北見市 北見地域企業立地促進協議会 関係機関					→
立地企業及び地場企業の交流事業の展開	北海道 北見市 北見地域企業立地促進協議会 関連機関					→
地方創生関連事業との連携	北海道 北見市 北見地域企業立地促進協議会 関連機関					→

2 集積区域として設定する区域



(区域) 北海道北見市(全域)

北見市を集積区域として設定するが、工場立地が地理的、地勢的に、または、自然環境の保全などから、不可能または、不適切な次の地域は除外する。

- ・『山林地域』
- ・『自然公園法に規定する自然公園地域(網走国定公園)』
- ・『北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区』
- ・『鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区特別保護地区』
- ・『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区』
- ・『北海道生物の多様性の保全等に関する条例に規定する生息地等保護区』
- ・『環境省が選定している特定植物群落』
- ・『その他環境保全上重要な地域』

設定する区域は、平成27年1月1日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

(集積区域の可住地面積) 46,326ha(平成27年度 北見統計書)

(各市町村等が集積区域に指定されている理由)

指定した区域は、北見市が平成18年3月5日、隣接した3町と合併した新市のエリアである。北見市は、合併によってさまざまな地域資源を有する大きな可能性を秘めたオホーツク圏の経済中核都市となった。北見・端野・常呂・留辺蘂の4自治区の持つ、豊富な天然資源を背景とした第一次産業から製造業を中心とする第二次産業、商業や観光産業などの第三次産業まで広範囲にわたる産業基盤を有することとなり、地域資源を活かした産業活力の創造を基本目標とした「北見市産業振興ビジョン」を策定した。平成19年には具体的な産業集積策として目指すべき集積業種を地域が独自に選定し、目標達成に向けた事業計画を策定した企業立地促進法の基本計画を北海道内で初めて国の同意を得たことを契機として、産業の活性化につながる取り組みを継続的に進めている。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

該当なし

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)

業種名	食料品関連産業
日本標準産業分類上の業種名	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業は除く） 16 化学工業 44 道路貨物運送業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 88 廃棄物処理業
業種名	情報通信関連産業
日本標準産業分類上の業種名	15 印刷・同関連業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 30 情報通信機械器具製造業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 情報通信技術利用業（専ら情報通信技術利用事

	業を行う業をいう。)
業種名	木材関連産業
日本標準産業分類上の業種名	1 2 木材・木製品製造業 1 3 家具・装備品製造業 4 4 道路貨物運送業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 8 8 廃棄物処理業
業種名	機械・金属関連産業
日本標準産業分類上の業種名	2 3 非鉄金属製造業 2 4 金属製品製造業 2 5 はん用機械機器製造業 2 6 生産用機械器具製造業 2 7 業務用機械器具製造業(ただし、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く)
業種名	環境・新エネルギー関連産業
日本標準産業分類上の業種名	3 3 電気業 3 4 ガス業 3 5 熱供給業 4 4 道路貨物運送業 4 7 倉庫業 4 8 運輸に附帯するサービス業 7 1 学術・開発研究機関 8 8 廃棄物処理業

(2) (1)の業種を指定した理由

①食品関連産業

農林水産業は北見地域における基幹産業であり、収穫される作物や素材を活用した食品製造関連産業は、北見市における製造業の中で最も強みを持つ産業である。

地域素材活用型加工品の成功例として定着している「オニオンスープ」をはじめ、新たな商品化テーマも数多くあり、今後、さらに集積が期待できる産業分野である。

具体的には、平成6年6月の規制緩和後、全国で初めてビール製造の内免許(酒税法改正後日本第1号)を取得、平成7年3月に醸造場併設レストランを開業(平成10年3月には永久免許を取得)したオホーツクビールは、原料に北見産二条大麦から作られた麦芽を使用するなど地場産品の高付加価値化に大きな貢献しており、近年ではホットビールやビールビネガーなど新しい製品の開発にも積極的に取り組んでいる。

平成25年9月には、常呂自治区の在来種であるピンク種にんにくを加工原料とした健康食品製造業が立地し、フルーツ感覚で食べられる甘酸っぱい「熟成黒にんにく」のほか、抽出したエキスを原料とした医薬品を製造するなど、北海道を最終加工地とすることで生まれる地場産原料のブランド価値向上に努めている。

また、市内には「北海道立オホーツク圏地域食品加工技術センター」が立地しており、技

術指導や研究開発、企業との共同研究をはじめ、平成24年度からは地域の一次産品を使用することを条件に、企業の新商品開発や食育啓発、販路拡大調査などを支援する「食に関するミニ補助」を実施している。

具体的な開発実績としては、「オホーツクはまなすを使用した調味料の開発」（平成25年度）、「健康機能性が証明されている食用大麦を使用した健康パンの開発」（平成26年度）、「オホーツク産サケを使った麴で調味した玉ねぎ漬物の開発」（平成27年度）などがある。

また、北見市では、食料品等地域素材活用製造業の製品を首都圏等に販売するルートを開拓するため、大手商社や首都圏の百貨店のバイヤーを招いたマッチング会を開催するとともに首都圏の有力商店街に期間限定のアンテナショップを開設し消費ニーズを調査するなど販路開拓事業を推進しており、北見地域において強みを持つ食料品製造関連産業を重点的に推進している。

以上のことから地域で生産された農水産品を活用した食料品製造や酒類等の加工関連産業について食料品関連産業として、集積業種に指定する。

②情報通信関連産業（情報通信利用業を含む）

北見市では、北見工業大学に隣接する一帯を「北見ハイテクパーク」として整備し、情報通信関連産業の重点的な集積を図っている。同産業は、市場全体の成長が期待される産業分野であり、北見市内においても、ITを活用した精密農業やGIS・GPS関連ビジネスを行う企業等、独自の事業展開を志向する企業が存在する。

また、地方への新たな“ひと”と“しごと”の流れをつくり、地方創生による日本全体の活力を上げるために施行された「まち・ひと・しごと創生法」や、政府が掲げる働き方改革の方針に基づき、情報通信関連企業を中心とした「ふるさとテレワーク推進事業」を推進しており、世界的な大手IT企業をはじめ、首都圏の多くの企業が市内のサテライトオフィスでテレワーク実証を行うなど、企業立地に向けた動きを加速化させている。

北見工業大学においては、近年の社会全体の急速なIT化に伴い、技術者の養成が急務となっているシステムエンジニアなどのIT人材を養成することを目的に、企業協力のもと、プログラミングコンテストやハッカソンなどのイベントを開催している。また、市内に立地している企業や、ふるさとテレワーク推進事業を通じてサテライトオフィスの開設を目指す企業とのマッチングや、テレワークを活用した遠隔でのインターンを行うなど、情報通信関連企業における最大の資源である「人材」の供給に、大きな役割を果たしている。

コールセンターにおいては、首都圏での人件費の高騰や、東日本大震災を契機としたリスク分散などを背景として、順調に雇用者数が増えていることから、引き続き市内の優秀な労働力を活用できるビジネスとして、コールセンター関連企業の誘致を進めていく方針である。

進出企業の中では、出荷額において推定で1,000億円の規模を誇る大手情報通信機械器具製造業は、道内唯一の携帯電話及びスマートフォンなどの製造拠点として国内向け製品の生産を行っている。地域経済に対する金額的な貢献はもとより、雇用の最大の受け皿とし

て企業誘致の好事例として特筆すべきであり、技術水準の向上や関連企業群の集積を図ることで、地元経済へ高い波及効果が期待できるため、きめ細かな対応を図ることにより立地工場との良好な関係を維持し、トップセールスによる本社経営幹部への訪問・追加投資の依頼を行うなど、現状の取組みを継続強化して実施するとともに、国内立地補助事業などの国や北海道の政策・制度などの情報共有を図り、新規事業への連携を高めることとする。

また、オホーツク圏の中核都市として北見市は、周辺自治体を含む大きな商圈を有しており、商業店舗及び事業所が集約されている。これにより、商業店舗及び事業所等で使用する印刷物需要があり、印刷関連事業者が一定程度立地している。さらに、豊富な人材と情報通信技術を活用し、首都圏等で発行する印刷物のDTPを当地域で製作・加工する事業者が立地しており、大きな雇用を生んでいる。

今後の情報通信基盤の進展とともに、印刷のみならずWeb等のデジタルコンテンツの需要は大きく伸びると予想されており、情報通信関連産業集積に伴い、IT系の事業者と連携したコンテンツ産業集積への展開など、印刷産業は今後のデジタル情報社会の一員として必要な業種であるため、情報通信関連産業の一つとして指定する。

以上のことから、今後も関係機関と連携し、情報通信関連に係る技術水準の向上に、また、高度な人材育成への取り組みやトップセールス等の活動強化を通じて、情報通信関連産業の高度化を図るため集積業種に指定する。

③木材関連産業

森林面積が総面積の約3分の2を占める北見市において、木材・木製品製造業および家具・装備品製造は古くからの重要産業であり、木工団地を中心に、木材加工や家具製造関連企業が立地し、道内有数の集積を誇る。

近年は、地域で伐採された木材を用いた合板や構造用集成材等の販路拡大が重要な課題となっており、そのためには優れたデザインによる差別化が必要なことから、北見木工協同組合では加工段階での優れたデザイン性を生かし、首都圏の商業店舗の内装工事をターゲットとした販路拡大などを行っている。

また、公共建築物等木材利用促進法の施行による大規模建築物用の大断面集成材の製造量増加に伴い、平成26年に集成材を加工する木製品製造業が立地するなど、市場の成長が見込まれている。

木工クラフトにおいては、首都圏での大規模商談会への出展のほか、管内規模のイベントであるオホーツクウッドクラフトフェスティバルを開催するなど、森林産業の振興を図っている。

今後も、北見市工業技術センターやオホーツク木のプラザなどの公設試験研究施設と連携し、デザイン力向上等のために技術・製品開発支援を強化し、木材関連産業の集積を高めることとする。

以上のことから地域で生産された豊富な木材資源を加工する木材関連産業について、集積

業種に指定する。

④機械・金属関連産業

当地域では従来から、豊富な農水産品や林資源など一次産品の一大供給地であり、農産物の植付や収穫、森林伐採などの活動において多くの機器が活用されてきた。特に当地では、日本有数の大規模畑作農業を行っており、それに適した機器について地元農業者のニーズを汲み、独自技術を磨いた事業者が多く立地している。また、食料品製造業向けの加工機械や食品廃棄物処理用機械の開発・生産等、食料品製造業との関係が深い業種であり、「北見市産業振興ビジョン」においても、重要な産業分野と位置づけている。

具体的には、北海道農業の特徴である大規模畑作に適した農機具の海外出荷を目指し台湾への販路開拓（平成22年度地域中小企業海外販路開拓支援事業）を行うとともに「ホタテ一次加工企業のニーズに対応する加工機械の開発」（調査研究中）、「地域のゼロエミッションを目指す食品加工等廃棄物の効率的処理、有用成分利用装置の開発」（調査研究中）、「機能性材料活用の新手法を用いた超撥水性製品の開発」（平成21・22年度戦略的基盤技術高度化支援事業（委託事業）等により研究開発、実証実験中）の研究が行われており、民間企業、北見工業大学、（一社）北見工業技術センター運営協会等による産学官連携コンソーシアムの形態で推進されており、食料品製造関連産業等へのシナジー効果が高い産業分野である。

また、地元医師会、歯科医師会、薬剤師が北見市とともに多くの工学的知見を有する北見工業大学と連携し地域医療や関連産業の活性化を目的とする北見医工連携研究会を平成21年に発足させ、医師と研究者の交流会、研究者への北見医工連携賞の授与、各種市民向セミナーの実施を行っていることや北見工業大学大学院において新たに医療工学専攻課程を平成22年に設置するなど医学への活用を目的とした取組みが立ち上がりつつあることを捉え、今後の集積が期待される医療用機械機器等も含め、機械・金属関連産業を集積業種に指定する。

⑤環境・新エネルギー関連産業

前述のとおり四半世紀に及ぶ地域の環境・新エネルギーの取組みを継続して行うとともに、東日本大震災を更なる契機として、地域が持続した経済活動を営む上でエネルギーへの取組みは欠くことはできないテーマとなっており、自然環境など地域の強みを活かしたエネルギーの確保が求められていることから、平成24年9月に「北見市新エネルギー・省エネルギービジョン」を策定した。

本ビジョンでは、＜快適な生活環境を守り育てる「創エネルギー都市」の実現＞を基本理念としているが、当地域では日照率の高さなどから特に太陽光発電に関する多くの取組みが20年来なされており、住宅用太陽光発電システム導入に対する補助金を継続して実施したこともあり、システム導入率が道内有数の実績となっている。システム導入にかかる地元企業の豊富な施工例とノウハウの蓄積とともに、北見工業大学の知見との協業を行うことによ

りメガソーラーを中心とした新エネルギーシステムの導入・誘致等を促進し、関連部品等の製造などエネルギー関連産業の集積を図ることとする。

また、前述の地場産木材（地域資源活用関連産業）を活用した製造の過程においてリサイクルや廃棄物処理に係る企業立地が見込まれ、循環型の産業発展が望まれており、平成21年度にペレットストーブ導入費への補助を開始し、木質ペレットの利活用に対して支援を行っている。

以上のことから高日照率といった地域の特徴を最大限活用したエネルギー関連産業の振興、また循環型産業構築のために環境・エネルギー関連産業を集積業種に指定する。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値
指定集積業種の新規立地件数又は新規事業件数	9件
指定集積業種の製品出荷額又は売上高の増加額	18億円
指定集積業種の新規雇用件数	40人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

- ・工場適地に関する情報収集・情報提供

工場及び事業所の立地場所選定から操業開始までの期間など、企業の設備投資に係るスピード短縮のニーズは年々増加しており、集積区域内の工場立地状況や適地に関する情報を迅速かつ的確に収集し情報提供する。（実施主体：北見市、関連機関）

- ・工業団地の整備等

北見工業団地及び北見ハイテクパークの分譲促進に努めるとともに、必要に応じ企業ニーズに対応したインフラの整備を実施する。（実施主体：北見市）

（人材の育成・確保に関する事項）

- ・セミナー等開催による人材育成支援

当地域内外の関連機関との連携により、セミナーなどの実施や就業訓練・就業前訓練を実施し、職業能力とコミュニケーションスキルの育成に努力する。

（実施主体：北見地域企業立地促進協議会、北見市）

- ・教育機関等による人材育成

北見工業大学では、機械工学科、社会環境工学科、電気電子工学科、情報システム工学科、バイオ環境化学科、マテリアル工学科、道立北見高等技術専門学院では電気工学科、自動車整備科、造形デザイン科、建築技術科、電子機械科、北見地域職業訓練センターについても機械、木工、OA講座など、指定集積業種を集積させるために必要な学科・講座を有しているためこれら教育機関等により人材育成を図る。(実施主体：北見工業大学、道立北見高等技術専門学院、北見地域職業訓練センター他)

- ・人材誘致推進事業

道外に在住する高度技術者等のU・Iターン就職を促進するため、求人・求職情報の提供や北海道人材誘致推進協議会と連携して全国的なPRを展開するなど、本道への人材誘致を推進する。(実施主体：北海道)

主に市外に在住する大卒者のUターン就職を支援するため北見市大卒者情報センターと連携して各種情報提供を行う。(実施主体：北見市、北見市大卒者情報センター)

(技術支援などに関する事項)

- ・北海道産業振興条例に基づく技術支援

北海道産業振興条例に基づき、地域資源などの特性を活用する産業に対し重点的に支援すると同時に、新分野・新市場への進出などを目指す立地企業の技術水準向上に向けた取組について、技術動向に関する情報提供や技術指導などの人材派遣、海外市場の状況や海外進出する場合に求められるマナーやプロトコルなどに関する情報提供などの各種支援制度を整備する。(実施主体：北海道)

- ・公設試験研究機関による技術・製品開発支援

立地企業の新製品開発などに向けた技術情報収集や連携先開拓、共同研究、技術移転、市場調査などを行うとともに、道産品を使用した商品開発などにも、公設試験研究機関と連携して取り組む。(実施主体：北見工業技術センター運営協会、道立オホーツク圏食品加工技術センター他)

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

- ・企業立地プロモーションの推進

当地域の強みや優れた立地環境に対する的確な認識を広げ、企業の立地に結び付けていくため、パンフレットの作成、HPやSNSなどインターネットを活用したPR、専門誌などへの広告掲載、首都圏等における説明会やセミナーの開催、各種イベントへの出展や企業訪問など、積極的なプロモーション活動を展開する。

(実施主体：北海道、北見市、北見地域企業立地促進協議会)

- ・トップセールスの展開

適切なタイミングを捉えた市長等によるセールスプロモーション活動を展開し、地域のPRに努める。(実施主体：北見市)

- ・企業立地促進のための助成制度

北海道産業振興条例や北見市企業立地促進補助金など、既存の助成策を活用するとともに、現在の企業ニーズにあった各種助成策について、必要に応じて導入を行う。(実施主体：北海道、北見市)

- ・立地企業のフォローアップ

立地企業を定期的に訪問して情報交換を重ねることで交流を深め、課題の把握と解決策の模索に努めるなど、きめ細かなフォローを行い、信頼関係の構築に基づく地域への定着化を図る。(実施主体：北海道、北見市)

- ・企業立地動向調査の実施

集積を目指す業種を対象とした企業立地動向を調査し、各業種における企業ニーズの把握に努めるとともに、地域の強みを活かした訴求ポイントを整理することにより、確度の高い企業立地活動を行う。(実施主体：北海道、北見市、北見地域企業立地促進協議会、関係機関)

- ・立地企業及び地場企業の交流事業の展開

立地した企業間の交流や連携などに加え、地場企業との交流、連携を促進し、企業間取引の機会を創出することで、互いにメリットのあるビジネス関係が構築できるようコーディネート活動を行う。また、立地企業が連携企業に求める技術水準などを地場企業も満たすことができるよう、技術指導や技術開発、また関連する技術情報などの支援を行う。(実施主体：北海道、北見市、北見地域企業立地促進協議会、関係機関)

- ・地方創生関連事業との連携

首都圏への一極集中の是正と、地方の人口減少に歯止めをかけることを目的として施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「北見市地方創生総合戦略」を策定し、地方への新たな“ひと”と“しごと”の流れをつくり、地方創生による地域経済活性化を推進するための施策を展開する。

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境の保全に関する事項)

大気汚染防止法、北海道公害防止条例、北見市公害防止条例などの公害関係法令では、公害を発生する恐れのある一定規模以上のボイラーや空気圧縮機等の施設を設置する際には事前の届出を義務付けており、北海道あるいは北見市における審査において、公害を未然に防止することができないと判断した場合、計画の変更又は計画の廃止を命じるなどの措置を講ずることとしている。また、北見市では施設の維持管理状況及び排出基準の達成状況等について、定期的にモニタリング調査及び立ち入り調査を実施することにより公害発生の未然防止に努めることとしている。

なお、北見市公害防止条例では必要に応じて、市と当該事業場の間で公害防止協定を結ぶことができることとしており、法令において規制されない施設であっても周辺環境に著しい影響を及ぼす恐れがある場合には、緑地帯の設置や排水の水質規制を行うこととしている。

また、関係法令に基づく所定の手続きを行うとともに、住民に対して説明等の必要がある場合には説明会の開催などにより広く住民の理解を得ていくこととする。

(安全な住民生活の保全に関する事項)

北見市では、ばい煙、水質汚濁等の公害に関する事故が発生した場合には、河川管理者、警察機関、北海道、消防機関、関係市町村等と連携して住民の健康と財産を確保すべく対策を講じる事とし、連絡体制、措置の役割等についてマニュアル等の整備を行っている。

また、企業における防犯体制・設備の拡充（防犯カメラの設置や照明の設置など）や事故又は犯罪発生時の関係機関に対する連絡体制の構築、社員への教育を通じて法令遵守及び被害防止の指導や捜査への協力、外国人の従業員に対する日本の法制度の教育、地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加及び協力等について各企業へ要請を行う。

とりわけ、下記の事項については十分に配慮することとする。

- 道路、公園、駐車場、工場、事業場等の植栽については、通行人や周辺住民からの見通しの確保に配慮した配置及び樹種選定に当たるとともに、生長等により見通しの悪化を招かないよう適宜、剪定等の管理を行うこととする。
- 事業者が外国人を雇用しようとする場合には、旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認するなど、事業者や関係自治体において必要な措置をとることとする。
- 事業者又は関係自治体が基本計画に基づき産業集積の形成又は産業集積の活性化のための措置を実施するに当たっては、犯罪のない安全で安心な地域づくりの見地から地域住民の意見を十分に聴取して、進めることとする。

なお、北見市では、町内会組織による様々な取り組みが活発であり、防犯意識の高揚や公共空間や空地が少年の集合場所等とならないようにするためのパトロール活動など、犯罪の未然防止対策の実施により、安全で安心して暮らすことができる地域社会形成を推進してい

るところであり、今後とも安全で安心な地域づくりに向けて、前記のような取組みを進める。さらには、近年、児童・生徒の安全を脅かす事件が多発していることから、北見市では学校・PTA・地域住民等が迅速に不審者情報を共有する体制を実現するため、不審者が現れた場合、登録者の携帯電話にメールで一斉送信し、即座に内容や現場位置などの情報を提供するための「不審者防犯システム」が稼働している。併せて「子ども110番の家」制度により商店のほか、一般家庭、配送車両などが子どもたちを守る地域の「交番」として、学校・PTA・地域が一体となって児童・生徒の安全確保に寄与しており、このような取組みを一層推進して行く。



- 9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合において、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成33年度末日までとする。